

官報

号外

平成十六年三月十六日

○第百五十九回国 衆議院會議録 第十五号

平成十六年三月十六日(火曜日)

議事日程 第八号

平成十六年三月十六日

午後一時開議

第一 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

日程第一 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長赤羽一嘉君。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔赤羽一嘉君登壇〕

○赤羽一嘉君 ただいま議題となりました奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案についての野沢法務大臣の趣旨説明

別措置法の一部を改正する法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情並びに両地域における最近の社会経済情勢にかんがみ、これらの地域の自立・主体的な振興開発を促進するため、所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限をそれぞれ五年間延長すること、

第二に、奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画を国の定める基本方針に基づき都県が策定すること、

第三に、奄美群島振興開発基金を解散して独立行政法人奄美群島振興開発基金を設立することなどであります。

本案は、去る二月二十五日本委員会に付託され、同月二十七日石原国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、三月十二日に質疑を行いました。質疑終了後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第でございます。

なお、本案に対し、両地域の自立的発展を支援する等の観点から、地場産業及び観光産業の育成並びに本土との交通利便性の確保のための施策を推進すること等七項目の附帯決議が付されまし

た。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案

(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣野沢太三君。

〔国務大臣野沢太三君登壇〕

○国務大臣(野沢太三君) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

国民の中から選任された裁判員が裁判官とともに刑事訴訟手続に関与することは、司法に対する国民の理解を増進させ、また、その信頼の向上に資するものと考えられます。そこで、この法律案は、刑事裁判に裁判員が参加する制度を導入するため、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法及び刑事訴訟法の特則その他必要な事項を定め

るものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、裁判員の参加する合議体で取り扱う事件を定めるとともに、当該合議体の構成は、原則として、裁判官の員数を三人、裁判員の員数を六人とする。裁判所の行う事実の認定、法令の適用及び刑の量定は、当該合議体の構成員である裁判官及び裁判員の合議によることなど、合議体の構成並びに裁判官及び裁判員の権限等について所要の規定を置いております。

第二に、裁判員は衆議院議員の選挙権を有する者の中から選任するものとするとともに、裁判員となることのできない事由、裁判員候補者名簿の調製、裁判員候補者に対する質問等の裁判員の選任の手続及び裁判員の解任の手続等について所要の規定を置いております。

第三に、裁判員の参加する合議体で取り扱う事件については第一回の公判期日前に公判前整理手続に付さなければならないことなど、裁判員の参加する裁判の手続に関し所要の規定を置いております。

第四に、裁判官と裁判員の合議による判断は、裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見によることなど、裁判員の参加する刑事裁判における評議及び評決について所要の規定を置いております。

第五に、労働者が裁判員の職務を行うために休

暇を取得したこと等を理由として解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないことを定めるほか、裁判員等を特定するに足る情報の取り扱い及び裁判員等に対する接触の規制に関して裁判員等の保護のための所要の規定を置いております。このほか所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。桜井郁三君。

(桜井郁三君登壇)

○桜井郁三君 自由民主党の桜井郁三でございます。す。

ただいま議題となりました裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案に対し、自由民主党、公明党を代表して、法務大臣に質問をいたします。(拍手)

我が国の司法制度は、戦後半世紀以上にわたって、おおむね良好にその機能を果たし、国民からも高い信頼を得ておりますが、同時に、時代とともに、国民の意識や価値観も多様化し、社会が急速に変化する中であつて、司法にもまた、より一層国民の感覚が反映され、迅速でわかりやすいも

のなることが望まれております。

また、小泉内閣のもとでの構造改革の進展に伴い、我が国の社会は、いわゆる事前規制・調整型の社会から事後チェック・救済型社会へと変わりつつあります。

このような社会においては、ルールに基づいて公正な判断を下すべき司法の役割が、これまで以上に大きくなるものと思われまふ。これからの司法は、その意義や役割がより広く国民に理解され、その信頼を得て、国民の生活に結びついた形で機能するものでなければなりません。

私は、このような観点から、現在進められている司法制度改革を強く支持するものですが、特に、一般の国民が裁判官とともに刑事の裁判に関与する裁判員制度の導入は、国民に支えられた、開かれた裁判所のあり方として、大きな意義があるものと考えております。

そこで、まず、本法案による裁判員制度の導入の意義をどのように考えているのか、お伺いいたします。

裁判員制度は、国民に広く参加をお願いする制度ですが、この制度が導入されると、国民の皆さんには相当な負担をかけることになると思われまふ。

国民の皆さんは、職場や家庭など、社会の中でそれぞれが重要な役割を持ち、毎日を一生懸命暮らしております。その上、さらに司法の一端を担う役割を負うことになるのですから、多くの国民は、裁判員制度の意義は理解しながらも、自分

たちがどのような負担を受け持つことになるのか、また、人が人を裁くことに対しての不安を抱いているようにも思われます。

一部の事件かもしれませんが、例えばオウム事件の裁判のように、判決までに非常に長い時間を要する裁判があるのも事実です。そのような長い裁判に国民が参加することは、負担という点から見ても、とても不可能でしょう。

裁判員制度の導入のためには、裁判が迅速に行われることが不可欠であります。そのことを含め、私は、裁判員制度の導入に当たっては、国民の負担が過重なものとならないようにすべきであると思ひますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

裁判員制度の導入は、我が国の今後の裁判のあり方に大変大きな影響を及ぼすものと思われまふ。裁判は公正でなければなりませんから、裁判が世間の雰囲気左右されるようなことがあつてはならないことは当然であります。また、この制度は、国民に義務として参加しようという気持ちが生まれてこなければ、制度がうまく動かないことは明らかであります。

しかしながら、現状では、裁判員制度を実際に支える国民の理解と支持が十分にあるとは言いがたいように思われます。その点、私は、若干の危惧を覚えるのであります。

しかしながら、一國の司法制度のこのように大きな変革を失敗に終わらせることは許されませ

ん。政府は、裁判員制度の導入が円滑に行われるようにする大きな責任を負っており、十分な準備のための活動が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

以上の私の質問に対し、国民にわかりやすく、御理解いただけるような御答弁をいただくようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣野沢太三君登壇)

○国務大臣(野沢太三君) 桜井議員にお答えを申し上げます。

まず、裁判員制度の意義についてお尋ねがありました。

裁判員制度は、広く国民が裁判の過程に参加し、その感覚が裁判の内容に反映されることによりまして、司法に対する国民の理解や支持が深まり、司法がより強固な国民的基盤を得ることができるとなるという重要な意義があるものと考えております。加えて、裁判が迅速に行われるようになり、また、裁判の手続や判決が国民にとってわかりやすいものになることも期待されるところであります。

次に、裁判員となる国民の負担についてお尋ねがありました。

国民の負担が過重なものとならないようにしなければならぬことは当然のことでございます。そのため、本法案においては、一定のやむを得ない事由がある場合には辞退を認めることとし、ま

た、迅速な裁判を実現するため、事前に争点整理を必要に行い、公判を連日的に開廷することとするほか、出頭した裁判員に対して旅費、日当を支給することなど、種々の手当てをしております。

次に、裁判員制度導入のための準備についてお尋ねがありました。

裁判員制度がその役割を十分に果たすためには、国民の協力が不可欠であります。したがって、政府といたしましては、裁判員制度が実施されるまでの間においても、裁判員制度の意義やその具体的な内容についての理解と関心を深め、進んで刑事裁判に参加していただけるようにするため、積極的かつ十分な広報活動を行う所存であります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 小林千代美君。

(小林千代美君登壇)

○小林千代美君 民主党の小林千代美です。

民主党・無所属クラブを代表しまして、ただいま議題となりました裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案について質問をいたします。(拍手)

今、司法は法律の専門家が担い、立法、司法、行政の三権の中で一番国民から遠い存在になっていきます。この司法を国民の参加により身近でわかりやすいものにすることが、一般の司法制度改革です。立法、行政だけでなく、司法にも国民が参加して初めて真の民主主義が完成されるのです。

司法制度改革審議会が二〇〇一年の六月に内閣に提出した司法制度改革審議会意見書には、裁判の充実・迅速化など制度的基盤の整備、人的基盤の拡充、そして国民の司法参加を三本の柱に据えております。

国民の役割は、「統治主体・権利主体である国民は、司法の運営に主体的・有意的に参加し、プロフェッションたる法曹との豊かなコミュニケーションの場を形成・維持するように努め、国民のための司法を国民自らが実現し支えなければならない。」と言及をしております。同時に、「法曹は、プロフェッションとして国民の主体的・自律的営みに貢献しなければならぬ。」として、国民が担う司法への転換をうたっています。

しかし、政府法案がこうした理念を真摯に受けとめて策定されているか、甚だ疑問です。特に、主権者たる国民に守秘義務違反に対しては懲役刑まで盛り込むなどの厳罰主義に走り過ぎ、義務と負担を課すことばかりが前面に出されているこの政府法案は、この制度へ国民が入ることの不信感のあらわれであり、国民を信頼していないことが根底にあるのです。

法案の第一条には、「裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資すること」だけが書かれておりますが、裁判員制度の真の目的が国民の主体的な司法への参加であるならば、その趣旨に、国民の主体的な参加を高らかにうたい上

げるべきではないでしょうか。(拍手)
民主党は、今回の司法制度改革を、市民が主役の司法を目指す極めて重大な大改革だと位置づけ、その大きな柱となる裁判員制度についてはよりよい形での実現を目指し、多くの国民が参加し、国民の社会常識と多種多様な価値観が最大限反映され、かつ、裁判の公正さが保たれる制度設計を提案してまいりました。国民が裁判員として司法に参加することに誇りと責任感を抱き、主権者として気概を持って任務を担えるような制度整備が必要です。

政府は、法曹の専門家が主役の現行制度をただ国民が補完するだけの制度にしたいのか、それとも、審議会意見書が述べるように、現行制度にこだわらずに国民を主体とする新たな制度を構築するのか、法務大臣に伺います。

第一に、国民の主体的参加と多様な価値観が反映されるという観点から、裁判官三名、裁判員六名という人数構成について伺います。

この構成は、あくまでも現行制度の踏襲に国民の良識を加味するだけのものではないかと。民主党は、法律については素人であっても社会生活者としてはプロである裁判員が、憶することなく、法律のプロである裁判官と対等に評議をし、裁判員の多様な価値観を裁判に反映させていくためには、裁判官一人、裁判員十人前後の構成にすべきであると主張してまいりました。政府案では、裁判員の意見が十分に反映されるのか、甚だ

疑問です。ぜひ民主党案を取り入れるべきだと考えますが、法務大臣に伺います。(拍手)

法案では、有罪無罪の決定及び量刑の判断は、裁判官と裁判員の合議体の過半数であり、裁判官及び裁判員それぞれ一人以上が賛成する意見によることとなっておりますが、評決に当たっては、全会一致を目指す努力が重要であると考え、全会一致を目指した裁判官の公平で適正な評議進行が重要であると考えますが、法務大臣に伺います。

また、全会一致に至らなかった場合についても、とりわけ死刑判決については、過半数で結論を出すのは国民感情からいって納得がいかないと考えますが、あわせて伺います。

裁判員制度が有効に機能するためには、国民の理解を得ることが重要です。しかし、今、裁判員制度に関する国民の理解が必ずしも十分ではないのは、政府の及び腰が原因ではないでしょうか。

また、法案では、国民に裁判員制度の意義や手続、職務についてわかりやすく説明する等の措置を講ずることとなっておりますが、どのような方法で啓発、教育を行うのか、その具体的計画について伺います。

戦前の陪審員制度導入の際には、政府は、年間予算の〇・四％を約五年間の準備期間に充てました。十分な予算措置をとり、しっかりとした担当部局が必要だと考えますが、あわせて伺います。

また、国民が司法をより身近なものにし、司法制度への理解を深めるためには義務教育や社会教

育での法教育が重要だと考えておりますが、政府としてどのように取り組むのか、文部科学大臣に伺います。

第二に、国民が参加しやすい制度である観点から、国民の多様な価値観を反映させるために、できるだけ多くの国民が裁判員として参加できるようにすべきですが、政府案では、参加できる人を限定する方向性が強いように感じられます。

辞退理由に育児、介護なども挙げられており、代替措置として育児・介護サービスを提供して参加できるという選択肢は用意されておられません。国民側から見れば、辞退理由に該当する人は門前払いをされていると受けとめかねません。

また、政令により、思想、信条を辞退理由に加えるということですが、裁判所がどのような具体的な基準を持つて思想、信条による辞退を許可するのか、法務大臣に明確な答弁を求めます。

民主党は、裁判員の任務をやむなく辞退した方の義務を一定期間延期できる延期制度も設けるべきであると提案してまいりました。この点についてもあわせて伺います。

勤労者が裁判員として呼び出しを受けた際、一番不安に思うことは、仕事を休めるかどうかということだと思います。法案では、労働者は裁判員であることとを理由として解雇その他不利益な取り扱いを受けないこととなっておりますが、裁判員として参加する際の休暇は労働基準法の公民権行使の保障と同等の扱いであるというふうな説明ですが、むしろ裁

判員休暇を創設し、安心して休暇をとれるようにすべきではないかと思いますが、どのようにお考えか、法務大臣に伺います。(拍手)

また、自営業者の方にとっては、たとえ一日でも仕事を離れることは経済的な負担を伴います。経済的な負担を軽減する措置が必要であると考えますが、どのようにお考えなのかを法務大臣に伺います。

次に、政府案では、裁判員に対して裁判中及び裁判終了後も一生涯にわたって裁判全般につき守秘義務が課されます。しかし、裁判員制度の改善や運用の検証、さらに国民の参加意識を醸成するためには、他人の意見や証拠の内容などプライバシーを保護する一定の制度を設けた上で、裁判員がみずからの経験や感想を裁判後に述べて、経験を共有していくことが重要です。

守秘義務違反に対して懲役刑まで盛り込まれているのは、刑罰を恐れ、裁判員への心理的負担が重過ぎます。裁判員を裁判官と同格に扱ってこそ意義があるこの制度に、裁判官を別格として、退官後も含めて罰則は一切設けていないという反面、裁判員にだけは懲役刑まで用意をして、箝口令をしいて、厳しい守秘義務を課するのは、明らかに行き過ぎです。

これでは、開かれた司法の理念とは逆行して、従来の密室型の司法に国民を引き込むだけのものとなってしまうと思います。守秘義務の対象範囲、罰則規定につき、裁判員が参加しやすく、開かれた司

法となるように変えるべきだと思いますが、法務大臣のお考えを伺います。(拍手)

また、裁判員に対する接触禁止につき、メディア規制のおそれがあるとの指摘もあります。この点についてもあわせて伺います。

第三に、国民にわかりやすい司法とする観点から伺います。

とりわけ、裁判員が参加する裁判では、当事者が準備手続において争点を明らかにして、迅速で充実した集中審理方式を実現するためには、検察官の手持ち証拠を全面的に開示することが必要であると考えますが、今回の刑事訴訟法改正案では不十分ではないでしょうか。この点につき、法務大臣にお伺いします。

民主党は、従来、取り調べ段階における弁護人の立会権の確立と取り調べの可視化を積極的に導入するべきであると主張してまいりました。欧米のみならず、台湾ではいずれも既に実施がされており、韓国でも弁護人立会権を認める大法院の決定が出されております。

今回の裁判員制度の導入に当たり、裁判員が取り調べの状況を正確に理解し、評議を迅速に行うためにも、取り調べの可視化を導入すべきであると考えますが、法務大臣の御所見を伺います。

また、裁判員にわかりやすい審理とするため、直接主義、口頭主義を徹底できるように、供述調書については、取り調べ状況をビデオ録画することとを条件に利用できるものとすべきと考えます

が、この点についても伺います。(拍手)

こうして法案の中身を精査していきますと、さまざまな疑問点、問題点が浮かんでまいります。司法制度改革の中で重要な位置を占めるこの裁判員制度が、お任せ民主主義からの脱却を図り、国民が夢と希望を持って参加できる制度として成立をさせなければいけません。

裁判員制度の早期導入を目指し、実際の運用状況から見直し規定も考えるのか、最後に法務大臣にお伺いをし、政府には、国民からの疑問や不安を謙虚に受けとめて、国民を信頼できる制度とし、主体となる国民の立場からの制度設計の変更にも柔軟に対応するよう強く求めて、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣野沢三三君登壇)

○国務大臣(野沢三三君) 小林議員にお答えを申し上げます。

まず、裁判員制度の理念についてお尋ねがありました。

裁判員制度の導入は、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するものであり、大変重要な意義があると考えております。他方、現在の裁判制度は、基本的には国民から高い評価を得ているのではないかと考えております。

そこで、現行の裁判制度の長所を維持しつつ、国民の方々と裁判官が協働する制度を構築することにより、よりよい裁判制度を目指してまいりたいと考えております。

次に、合議体の構成についてお尋ねがありました。

まず、評議の実効性の確保や、個々の裁判員が責任感と集中力を持って裁判に主体的、実質的に関与することを確保するという観点から、合議体全体の規模は十人に至らない程度が適当であると考えられます。次に、裁判員制度は、特に重大な事件を対象としますので、原則として裁判官三人の関与が必要であると思われまふ。そして、合議体全体の規模の限度内で、国民の感覚がより反映されるようにするため、相当程度裁判員の数を多くするという観点から、その人数を六人とするものとしたいものであります。

次に、評決についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、一般的には全員の意見が一致する方が望ましく、評議の整理に当たる裁判長においても、評議を尽くすよう努めることなどに留意すべきであると考えております。

評決の要件については、現行法では、裁判は過半数の意見によることとされており、これは死刑にかかわる判決についても同様であります。裁判員が加わる場合に限り要件を加重する合理的な理由はなから、本法案におきましても、過半数の意見によることとしたものであります。

次に、国民への広報についてお尋ねがありました。

裁判員制度を円滑に導入するためには、裁判員制度の意義や手続、職務内容について、国民の十

分な理解を得ることが大変重要であると認識しております。したがって、政府といたしましては、積極的かつ十分な広報活動を行う所存であります。

具体的活動としては、例えばパンフレットやビデオの作成、頒布、講演会の開催等も考えられるところですが、その効果的なあり方については、予算措置や担当部局の問題も含め、今後、さらに検討を進めてまいりたいと思ひます。

次に、思想、信条による辞退の具体的基準についてお尋ねがありました。

政令の具体的内容については今後検討していくこととしておりますが、思想、良心の自由等の憲法上の権利を侵すこととなるような義務づけを行うことは許されないので、そのような場合には辞退することができるとを政令において何らかの形で明らかにすることとしたいと考えております。

次に、延期制度についてお尋ねがありました。

御指摘の延期制度については、裁判員を広く国民から公平に選ぶという制度の趣旨からして、慎重に検討すべきであると考えております。また、都合のつく時期は候補者によって異なるため、仕組みがかなり複雑になるおそれがあります。その意味で、辞退を認められた者を裁判員候補者名簿から除外せず、再度、裁判員に選任されることを可能とするにとどめるのが適当であると考えております。

次に、裁判員休暇についてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、労働基準法第七条により、労働者が裁判員の職務を行う場合には、労働時間中であっても、そのために必要な時間は職場を離れることができることになると考えております。また、労働者が裁判員の職務を行うために仕事を休んだこと等を理由として、解雇その他不利益な取り扱いをすることを禁ずる規定を法案に設けております。これらの規定により、労働者は安心して休暇をとることができると考えております。

特別の休暇制度を設けることについては、検察審査員などの均衡、事業主側の負担等を考慮する必要がありますが、慎重に検討すべきと考えます。

次に、自営業者の経済的な負担を軽減する措置についてお尋ねがありました。

法案におきましては、裁判員に日当を支給することとしているほか、辞退制度を定めており、その適切な運用により、自営業者が過度の経済的負担を負うことは避けられるものと考えております。

次に、守秘義務についてお尋ねがありました。

まず、守秘義務の対象は、評議の秘密や他人のプライバシーなどの職務上知り得た秘密であり、裁判の公正さや裁判への信頼を確保し、評議における自由な意見表明を保障するために必要なものと考えておりますが、秘密にわたらない範囲で、

経験や感想を述べていただくことは許されます。

罰則については、多額の報酬を得た上で評議内容を明らかにしたり、重大なプライバシー侵害を生じさせるような非常に悪質な事案も想定されることです。このような事案も含め、犯情に応じた適切な処罰が可能となるよう、罰金刑だけでなく懲役刑も選択できるようにするのが適当と考えております。

次に、接触の規制についてお尋ねがありました。

裁判員への接触の規制は、裁判の公正及びこれに対する信頼を確保するために必要なものと考えておりますが、その対象はメディアに限定されていません。裁判の終了後は、裁判員等が職務上知り得た秘密を知る目的での接触に限定して規制していることなどからしても、これがメディア規制に当たるとは考えておりません。

次に、証拠開示についてお尋ねがありました。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案では、検察官は、取り調べを請求した証拠を開示するほか、それ以外の一定の証拠についても、開示の必要性和弊害とを勘案して開示しなければならぬものとしております。これにより、争点の整理や被告人の防御の準備のために十分な証拠が開示されるものと考えております。

これに対し、全面的証拠開示をするものとした場合、プライバシーの侵害など証拠開示に伴う弊害が生じるおそれがある一方、事件の争点とも関

連しない証拠であっても開示することとなり、相当ではないと考えております。

次に、取り調べの可視化を導入すべきではないかとのお尋ねがありました。

取り調べ状況の録音、録画については、司法制度改革審議会意見においても、刑事手続全体における被疑者の取り調べの機能、役割との関係で慎重な配慮が必要であること等の理由から、将来的な検討課題とされているところであり、慎重な検討が必要であると考えております。

次に、取り調べ状況のビデオ録画を条件に供述調書を利用できるものとすべきではないかとのお尋ねがありました。

先ほど申し上げたとおり、取り調べ状況の録音、録画については、慎重な検討が必要であると考えております。

次に、裁判員制度の早期導入と見直し規定についてお尋ねがありました。

裁判員制度は非常に重要な意義を有するものでありますから、可能な限り早期に実現させるべく、全力を尽くしたいと考えております。

ただ、制度の実施までには、国民の理解と協力を得るための広報活動などの準備を行う必要がありますことから、法律の公布から施行までに五年程度の期間が必要であると考えております。

制度実施後におきましても、不断に実施状況を検証し、必要な見直しを行っていくべきであることは言うまでもないことであり、あえて特別な見直し規定を置かなかつたものであります。(拍手)

(国務大臣河村建夫君登壇)

○国務大臣(河村建夫君) 小林千代美議員にお答えいたします。

義務教育や社会教育での法教育についてのお尋ねでございます。

法律や司法制度は、法律専門家のみならず、国民全体が支えるべきものでありますから、国民各層がさまざまな学習機会を通じて法に関する基礎的素養を身につけることは極めて大切なことであると思っております。

義務教育を初め学校教育においては、法や決まりの意義、司法の仕組みなどを理解して、よりよい社会の形成にかかわる態度を育成するために、社会科学を初めとして学校の教育全体を通じて、法や司法に関して幅広く指導することにいたしております。

また、社会教育におきましては、生涯の各時期を通じて、各人の自発的学習意思に基づいて学習ができるよう、大学の公開講座、あるいは地域の公民館等社会教育施設における各種の講座等を通じて、法に関する学習機会の提供が図られておる、こういう状況でございます。

現在、法務省の法教育研究会におきまして、法教育の充実方策について検討をいただいております。文部科学省といたしましては、この研究会における検討に協力をしながら、学校を初めさまざまな学習の場において法に関する教育の機会の充実が図られるよう努めてまいりたい、このように考えております。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十二分散会

出席国務大臣

法務大臣 野沢 太三君
文部科学大臣 河村 建夫君
国土交通大臣 石原 伸晃君
出席副大臣 法務副大臣 実川 幸夫君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る十二日、駒崎事務総長から武藤裁判官弾劾裁判所裁判長及び川村参議院事務総長あて、本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおりの決定した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

横路 孝弘君

同 予備員

第三 樽床 伸二君(横路孝弘君の補欠)

(通知書受領及び通知)

一、去る十二日、倉田参議院議長から河野議長あて、参議院は中央選挙管理委員会及び同予備委員を次のとおり指名した旨の通知書を受領した。

中央選挙管理委員会

坂田 桂三君 浅野大三郎君
後藤 茂君 足立 良平君
猪熊 重二君
同 予備委員
元宿 仁君 今井 正彦君
西川 洋君 尾崎 智子君
鳥居 一雄君

また同日、国会は右のとおり指名した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

(報告書受領)

一、去る十二日、内閣から次の報告書を受領した。

独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく平成十六年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告

(議席変更)

一、昨十五日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二二二 水野 賢一君
二九二 中野 正志君
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十二日、議長において、次のとおり常任

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 佐藤 勉君 補欠 渡辺 博道君
保岡 興治君 江崎洋一郎君
枝野 幸男君 田島 一成君
渡辺 博道君 佐藤 勉君
江崎洋一郎君 保岡 興治君
田島 一成君 枝野 幸男君
財務金融委員
田島 一成君 枝野 幸男君

辞任

補欠

田中 英夫君 城内 実君
西田 猛君 石崎 岳君
原田 令嗣君 三ツ矢憲生君
渡辺 喜美君 小西 理君
石崎 岳君 西田 猛君
城内 実君 田中 英夫君
小西 理君 渡辺 喜美君
三ツ矢憲生君 原田 令嗣君

文部科学委員

辞任

補欠

加藤 紘一君 中谷 元君
中谷 元君 加藤 紘一君
経済産業委員
辞任 平井 卓也君 補欠 谷本 龍哉君
辻 恵君 神風 英男君

神風 英男君 稲見 哲男君

国土交通委員

辞任

補欠

谷本 龍哉君 平井 卓也君
稲見 哲男君 辻 恵君
野田 毅君 西野あきら君
保坂 武君 北川 知克君
村田 吉隆君 保岡 興治君
松崎 哲久君 山田 正彦君
松野 信夫君 若泉 征三君
佐藤 茂樹君 東 順治君
若泉 征三君 鈴木 克昌君
保岡 興治君 村田 吉隆君
鈴木 克昌君 松野 信夫君
東 順治君 佐藤 茂樹君
若泉 征三君 保坂 武君
鈴木 克昌君 野田 毅君
村田 吉隆君 松崎 哲久君

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

加藤 勝信君 西銘恒三郎君
近藤 昭一君 今野 東君
武山百合子君 樋高 剛君
高木美智代君 長沢 広明君
西銘恒三郎君 加藤 勝信君
今野 東君 近藤 昭一君
樋高 剛君 武山百合子君
長沢 広明君 高木美智代君

議院運営委員

辞任

補欠

大谷 信盛君 市村浩一郎君
穀田 恵二君 吉井 英勝君
市村浩一郎君 大谷 信盛君
吉井 英勝君 穀田 恵二君
(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
青少年問題に関する特別委員
辞任 補欠
山際大志郎君 江藤 拓君
江藤 拓君 山際大志郎君

辞任

補欠

(議案提出)

一、去る十二日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。
平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例等に関する法律案(城島正光君外四名提出)

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(青少年問題に関する特別委員長提出)

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(八代英太君外二名提出)

消費者保護基本法の一部を改正する法律案(岸田文雄君外三名提出)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(保利耕輔君外四名提出)

一、去る十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)
商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

以上三件 経済産業委員会 付託

一、昨十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第四号)

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一三三号)

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一四号)

以上三件 外務委員会 付託

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案(内閣提出第五三三号)

国土交通委員会 付託

(議案送付)

一、去る十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案(災害対策特別委員長提出)

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(青少年問題に関する特別委員長提出)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案(水島広子君外五名提出)

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例等に関する法律案(城島正光君外四名提出)

一、去る十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案
児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所法の一部を改正する法律案
弁護士法の一部を改正する法律案

一、昨十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び

児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(八代英太君外二名提出)

消費者保護基本法の一部を改正する法律案(岸田文雄君外三名提出)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(保利耕輔君外四名提出)

(予備的調査要請書受領)

一、去る十二日、次の予備的調査要請書を受領した。

「官製資格ビジネス」に関する予備的調査要請書(鈴木克昌君外四十名提出、平成十六年衆予調第二号)

(質問書提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

公共交通機関の中吊り広告の規制に関する質問主意書(田島一成君提出)

年金掛け金の流用に関する再質問主意書(長妻昭君提出)

有事法制関係法案等に関する質問主意書(平岡秀夫君提出)

一、昨十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

過去十年の検事・判事の退官後、顧問職等の民間関係先の開示に関する質問主意書(前田雄吉君提出)

(答弁書受領)

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員松野信夫君提出金融庁監督当局の金融検査(過剰融資)に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松野信夫君提出金融庁監督当局の金融検査(貸し渋り、貸しはがし)に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出日米地位協定第十七条五項Cの「拘禁」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員前田雄吉君提出イラク自衛隊派遣の財政的根拠に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出年金掛け金の流用に関する質問に対する答弁書

平成十六年二月二十日提出
質問 第二二一 号

金融庁監督当局の金融検査(過剰融資)に関する質問主意書

提出者 松野 信夫

金融庁監督当局の金融検査(過剰融資)に関する質問主意書

近時、銀行に関する様々な問題が頻繁に発生している。いわゆる貸し渋り、貸しはがしの問題にとどまらず、銀行が貸し付けに際して債務者や保証人に対して明確に説明もしないままに貸し付け行為を行い、それがために様々な紛争が頻発しているものである。特に銀行が十分な説明をしないままにく普通市民に多額の貸し付け行為を行い、結果として担保に取ったと称して債務者の自

宅財産を含め根こそぎ取り上げてしまうような事態に陥っている紛争もある。こうした紛争を未然に防ぐためにも貸し付けに際して適切な対応をとらせるための対策は、緊急を要すると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 銀行法第一条第一項は「銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し」と謳い、そのために監督当局は各銀行に対し金融検査を行っているところである。

出資法違反を助長する融資及び過剰融資は、銀行の業務の健全性を害するものであるが、監督当局は、かかる融資について、いかなる基準で金融検査を行い、かかる融資が発覚した場合、いかなる指導を行うのか。

二 東京三菱銀行(旧三菱銀行)多摩支店及び同行府中支店並びにみずほ銀行(旧第一勧業銀行)多摩桜ヶ丘支店が、株式会社カネシロ(東京都多摩市所在(以下、「カネシロ」という)が販売していた「時限所有システム」「ペアラーフシステム」等と称する不動産投資商品を購入するための資金を融資した件に関し、被害者らが旧大蔵大臣に対し、平成九年六月十九日及び同年十一月二十八日に銀行法第二十四条乃至第二十七条の権限発動を求める申立を行ったが、監督当局はその申立のあることを認識しているか。

2 監督当局は、右申立に基づき、東京三菱銀行に対し、いかなる調査を行い、いかなる調査結果を得たのか。その調査内容及び調査結果を明らかにされたい。

3 東京三菱銀行がカネシロの商品購入資金を融資するにあたっては、商品購入代金を上回る融資が行われており、購入代金を上回る融資金はカネシロに預託されて株式等に投資されていたが、この預託金は出資法第二条第一項の「預り金」にあたり、出資法に違反する。しかも融資した東京三菱銀行及びみずほ銀行は、右「預り金」の存在を知ったうえで融資しており、これは出資法違反を助長する融資である。

監督当局は、調査の結果、かかる事実を把握していたか。把握していたとすれば、東京三菱銀行及びみずほ銀行に対し、いかなる指導を行ったか。

4 カネシロに関する融資にあたっては、年金生活者等に対しても、自宅等の不動産を所有しているというだけで、東京三菱銀行及びみずほ銀行は一億円を上回る融資を行っているが、これは過剰融資にあたる。

監督当局は、調査の結果、かかる事実を把握していたか。把握していたとすれば、東京三菱銀行及びみずほ銀行に対し、いかなる指導を行ったか。

右質問する。

内閣衆質一五九第二一号
平成十六年三月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員松野信夫君提出金融庁監督当局の金融検査(過剰融資)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松野信夫君提出金融庁監督当局の金融検査(過剰融資)に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのような融資に関する検査の基準については、金融検査マニュアル(平成十一年金融検査第七十七号金融監督庁長官決定)において、「金融機関とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等」として、「不法な使途目的に対する貸付」等に関する法令等を掲げ、こうした法令等を遵守する態勢の整備や確立の状況等を確認する旨を明記している。また、リスク管理態勢についても、「審査管理部門により、与信先の財務状況、資金使途、返済財源等が的確に把握され、これに基づき信用格付の正確性が検証されるなど、適切な審査管理が行われているか」及び「健全な融資態度(健全な事業を営む融資先、特に中小・零細企業等に対する円滑な資金供給の実行、投機的不動産融資や過剰な財テク融資等の禁止、及び反社会的勢力に対する資金供給

の拒絶などを含む)が確立されているか」を確認する旨を明記している。これらに基づき検査を行った結果、金融機関の法令等遵守態勢又はリスク管理態勢に問題がある場合には、これを是正させるため、法令にのっとり適切に対応している。

二の1について

お尋ねの申立てがあつたことについては、確認できない。

二の2から4までについて

個別の金融機関の個別の取引についての調査の有無や結果を明らかにすることは、金融機関等の正当な利益を害するおそれがあることから、答弁を差し控えた。

なお、一般に監督当局による調査の結果、金融機関の法令等遵守態勢又はリスク管理態勢に問題がある場合には、これを是正させるため、法令にのっとり適切に対応している。

平成十六年二月二十日提出
質問 第二二二 号

金融庁監督当局の金融検査(貸し渋り、貸しはがし)に関する質問主意書

提出者 松野 信夫

金融庁監督当局の金融検査(貸し渋り、貸しはがし)に関する質問主意書

近時、銀行に関する様々な問題が頻繁に発生し

ている。いわゆる貸し渋り、貸しはがしの問題にとどまらず、銀行が貸し付けに際して債務者や保証人に対して明確に説明もしないままに貸し付け行為を行い、それがために様々な紛争が頻発している。貸し渋り、貸しはがし対策は緊急を要する。また担保処分や保証人への求償権行使についても事前に十分な説明がなされないままに行われている実態もあり、こうした紛争を未然に防ぐためにも貸し付けに際して適切な対応をとらせるための対策は、緊急を要すると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 銀行法第一条第一項は「銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期」とする。そのため監督当局は各銀行に対し金融検査を行っているところである。

二 銀行が貸し付けに際して取得した担保設定した不動産の評価については、適切な評価がなされるべきことは当然である。そこで金融庁は銀行に対して適切な担保評価がなされるようにどのような指示ないし指導を行っているか。銀行が担保評価額を変更した場合、銀行は担保設定した者に対して当該評価変更について告知や説明を行うべきであると考えが、そうした指導は行っているか。行っている場合には具体的にどのような指導を行ったか、明らかにされない。

三 銀行が貸し付けに際して各県で設置されている信用保証協会の保証付きであることも多いので、債権管理に当たって銀行と信用保証協会とで適切な連絡協議がなされるべきことは当然である。そこで、銀行が担保処分についてはあらかじめ信用保証協会に事前通知ないし協議がなされていると思われるが、この点について金融庁はどのような指導を行っているか。行っている場合には具体的にどのような指導を行ったか、明らかにされない。

また銀行が信用保証協会に対して代位弁済を求める場合にも、事前に債務者や保証人との間で十分な協議や説明が必要と考えるが、実際には事前に説明もしないまま信用保証協会に代位弁済を求め、代位弁済を行った信用保証協会がいきなり債務者や保証人に対してより厳しい請求行為を行っているという実態も認められる。こうした被害を防止するため金融庁はどのような指導を行っているか。行っている場合には具体的にどのような指導を行ったか、明らかにされない。

また、同項の報告に該当しない、いわゆる相談の年度別の件数や種類別の区分けについては、集計を行っていない。

二について

金融機関の担保不動産の評価が適切に行われているかどうかについては、第一次的には、監査法人等による外部監査により確認が行われるものであるが、金融庁においては、その評価額が客観的かつ合理的な評価方法で算出されているかどうか確認を行い、必要に応じその改善を求めている。

金融機関の顧客に対する説明については、金融機関は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十二条の二第二項等により、その業務に係る重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないとされており、金融庁において、こうした金融機関の内部管理態勢の検証を行っていく際の着眼点を、事務ガイドライン「金融監督等にあつての留意事項について(第一分冊：預金取扱金融機関関係)1-6と信託引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能」において示している。

この中で、金融機関が、担保提供を受けた資産の評価に関して、信用供与後に行う判断についても、借り手企業との共通理解を得ることを目的とした説明態勢を整備しているかという点

〔別紙〕
衆議院議員松野信夫君提出金融庁監督当局の金融検査(貸し渋り、貸しはがし)に関する質問に対する答弁書

一について

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第四十五条第一項の規定に基づき公正取引委員会に対して平成五年以降に行われた報告のうち、銀行によるいわゆる貸し渋りや貸しはがしに係ると考えられるものであつて、現存する資料によつて把握できるものは、平成九年度が三件、平成十年度が二件、平成十一年度が一件、平成十三年度が三件及び平成十四年度が二件である。その内容については、報告者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられること等から、答弁を差し控えたい。

また、同項の報告に該当しない、いわゆる相談の年度別の件数や種類別の区分けについては、集計を行っていない。

二について

金融機関の担保不動産の評価が適切に行われているかどうかについては、第一次的には、監査法人等による外部監査により確認が行われるものであるが、金融庁においては、その評価額が客観的かつ合理的な評価方法で算出されているかどうか確認を行い、必要に応じその改善を求めている。

金融機関の顧客に対する説明については、金融機関は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十二条の二第二項等により、その業務に係る重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないとされており、金融庁において、こうした金融機関の内部管理態勢の検証を行っていく際の着眼点を、事務ガイドライン「金融監督等にあつての留意事項について(第一分冊：預金取扱金融機関関係)1-6と信託引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能」において示している。

この中で、金融機関が、担保提供を受けた資産の評価に関して、信用供与後に行う判断についても、借り手企業との共通理解を得ることを目的とした説明態勢を整備しているかという点

をその着眼点として示し、検査、報告徴求等を通じ、必要に応じ改善を求めるなど、適切な内部管理態勢の確保を図っている。

三について

金融機関が信用保証協会に代位弁済を求める場合をはじめとして延滞債権の回収をする場合の各種手続の執行及びその際の顧客への説明については、二について述べた事務ガイドラインにおいて、これまでの取引関係や、顧客の知識、経験及び財産の状況に応じ、かつ、法令にのっとり、債権回収に係る一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が整備されているかどうか、また、各種手続の各段階で、顧客から説明を求められた場合に、その客観的合理的理由を説明する態勢が整備されているかどうかという点を金融機関の内部管理態勢の検証を行う際の着眼点として示し、検査、報告徴求等を通じ、必要に応じ改善を求めるなど、適切な内部管理態勢の確保を図っている。

平成十六年二月二十三日提出
質 問 第 二 四 号

日米地位協定第十七条五項Cの「拘禁」に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

日米地位協定第十七条五項Cの「拘禁」に関する質問主意書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び

安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下、日米地位協定という）第十七条五項Cは、「日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。」と、定めている。日米地位協定第十七条五項Cは、わが国に、第一次裁判権があつても、「身柄が合衆国の手中にあるとき」には、わが国が起訴しない限り身柄が引き渡されないこととなつてゐる。

しかしながら、わが国の警察権、裁判権を十全に行使をし、国民の安全を確保するためには、被疑者の身柄をわが国が直接にコントロールできることが必要である。

最近、沖縄県宜野湾市で発生した米海兵隊員らによる強盗致傷事件は、あらためて日米地位協定第十七条五項Cの不合理性とそのすみやかな改正の必要を知らしめるものになつた。

以下、質問する。

一 二〇〇三年十月二十三日、沖縄県宜野湾市内の路上で発生した米海兵隊員普天間基地所属兵士らによる強盗致傷事件（以下、本件事件という）の犯行発生の時刻、犯行場所、犯行態様、被告人の氏名及び階級、被害状況等公訴事実を明らかにされたい。

二 沖縄県警が本件事件について捜査の端緒を得

た日時、その方法を明らかにされたい。

三 本件事件の被告人らは、現行犯逮捕されずに普天間基地内に逃走したようであるが、沖縄県警は同被告人らの身柄確保のためにいかなる手段方法を講じたのか明らかにされたい。

四 本件事件の被告人らが米軍側によつて基地内で身柄を確保された日時、身柄確保についての沖縄県警への連絡の有無及びその日時を明らかにされたい。

五 沖縄県警が本件事件の被告人らを身柄不拘束のまま取り調べた日時、回数、並びに那覇地方検察庁への送検日時を明らかにされたい。

六 本件事件の公判状況を報道した二〇〇四年二月十三日付の地元二紙によると、公判廷で担当検事から被告人らの上司である中佐に対し、「強盗致傷という凶悪犯罪なのに、両被告を含む容疑者三人をなぜ米軍キャンプ・ハンセン内刑務所に収容しなかつたのか。なぜ、共犯者同士が会えない状況をつくらなかつたのか」という趣旨の質問をしたところ、中佐は「米軍法務官から、刑務所に入れると日本側の捜査に協力する時、手続きが複雑になるという助言があつた。容疑者三人に基地内から出ないよう命令し、勤務させていた」と説明した上で、「三人が会わないことを百パーセント守らせることはできなかった」と述べたという。

かかる地方紙の報道内容について、私が二〇〇四年二月十八日の衆議院予算委員会で質問し

たところ、法務省樋渡利秋刑事局長は、「中佐の証人尋問が行われまして、そのようなやりとりがあつたことは承知しております。」と答弁している。川口順子外務大臣は、「そういう事実があつたかどうかについては調べてみたいと思ひます。」と答弁しているが、外務大臣によるその後の調査結果を明らかにされたい。

七 日米地位協定第十七条五項Cの「拘禁」の意味について、川口順子外務大臣は二〇〇四年二月十八日の衆議院予算委員会における私の質問に対し、「・・・一般論として申し上げれば、日本が、わが国が裁判権を行使する事件の米軍人等の被疑者の身柄が米側の手中にある場合に、米軍の責任と判断において被疑者の身柄の確保に必要な措置を講じているというふうになが国としては、承知をいたしているということでございます。」と答弁している。

一般論、抽象論ではなく、政府は日米地位協定第十七条五項Cの「拘禁」をどのように解釈し、いかなる運用をしてきたのか政府の統一見解を明らかにされたい。

八 政府は、日米地位協定第十七条五項Cの「拘禁」は、「米軍の責任と判断において被疑者の身柄の確保等に必要な措置として講じた」ものであれば、単なる基地外への外出禁止のみで基地内の刑務所に収容しなくてもよいとの考えか。また、本件事件のように共犯関係にある者が自由に会える状態であつても、「米軍の責任と

判断」による措置であればやむなしと容認する考えか。

九 日米地位協定第十七条五項Cの「拘禁」方法は、わが国の刑事司法制度の根幹に関わる重大な問題と認識するが、政府は「米軍の責任と判断において被疑者の身柄の確保等に必要措置として講じた」ものであれば、その「拘禁」の様子は米軍の自由裁量であるとの考えか、見解を明らかにされたい。

十 一九九二年三月及び一九九三年七月には米軍により身柄拘束中の被疑者が逃亡した事件があったようであるが、これまでに日米地位協定第十七条五項Cで米軍が身柄拘束中の被疑者が逃亡した事件の事例を詳細に明らかにされたか。

十一 日米地位協定第十七条五項Cは、全面的に改正し、わが国が第一次裁判権を有する場合、米軍人等被疑者の身柄はわが国において直接確保するものとし、その身柄を米側が確保している場合には、わが国における公訴提起の有無にかかわらず、わが国の要請に基づき、直ちに身柄を引き渡すべきと考えるが政府の見解を明らかにされたい。

内閣衆議院一五九第二四号

平成十六年三月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出日米地位協定第十七

条五項Cの「拘禁」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出日米地位協定第十七条五項Cの「拘禁」に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の事件(以下「本件事件」という。)の公訴事実の要旨は、沖縄県に駐留するアメリカ合衆国海兵隊(以下「在沖縄米海兵隊」という。)に所属する上等兵である被告人ジョシュア・エム・メージャー及び伍長である被告人ポール・イー・マンデル三世が、共謀の上、平成十五年十月二十三日午前五時五十分ごろ、沖縄県宜野湾市内の路上において、通行中の二十歳の男性に対し、手拳で顔面を多数回殴打するなどの暴行を加えてその反抗を抑圧し、同人から現金約四千元を強取し、その際、当該暴行により、加療約一週間を要する左頬部打撲等の傷害を負わせたというものである。

二について

沖縄県警察においては、平成十五年十月二十三日午前六時ごろ、被害者からの一一〇番通報により本件事件の発生を認知したと承知している。

三について

沖縄県警察においては、本件事件の認知後、速やかに、事案の概要及び被疑者の特徴を関係警察署、在沖縄米海兵隊の憲兵隊等に通報し、

被疑者の発見を求めるなどの措置を採ったと承知している。

四について

沖縄県警察においては、平成十五年十月二十三日午前八時四十三分ごろ、在沖縄米海兵隊の憲兵隊から、沖縄県警察が通報した特徴を有する者を発見し、憲兵隊の管理下に置いていた旨の連絡を受けたと承知している。

五について

沖縄県警察においては、被疑者について捜査を遂げるために必要な取調べを行い、平成十五年十一月十二日に那覇地方検察庁検察官に事件を送致したと承知している。

なお、取調べの日時等については、捜査の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控える。

六について

改めて調査をしたところ、那覇地方裁判所において行われた本件事件の公判における在沖縄米海兵隊に所属する中佐に対する証人尋問において、検察官と同証人との間で、おおむね御指摘のようなやり取りがあったことを確認している。

七から九までについて

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。)第十七条5(c)にいう「拘禁」と

は、逃亡の防止等のために必要な範囲で被疑者の自由を制約する措置をいうと解している。具体的にいかなる措置を採るのかについては、日米地位協定は特定の方法を義務付けているわけではないが、政府としては、この措置は、我が国の捜査当局が行う捜査に支障を生じさせないよう適切に行われるべきものと考えている。この観点から、我が国の捜査当局は、個別の事案において必要と認める場合、アメリカ合衆国軍隊(以下「米軍」という。)の当局に対して、例えば、被疑者を拘禁施設に収容して逃走防止を図るよう要請することもあり、米軍の当局は、そうした我が国の捜査当局の要請を含め、事件の内容その他の具体的事情を考慮して、その責任と判断において必要な措置を講じてきているものと承知している。この米軍の当局による措置は、被疑者を米軍の拘禁施設に収容することや被疑者に一定の場所にとどまることを命ずる禁足処分等により行われてきたと承知している。

なお、一般論として言えば、共犯関係にある者が自由に会うことができる状態にあると、捜査上支障が生じる可能性があるものと考えており、仮に個別の事件に関して捜査上の問題があれば、日米間の協議を通じて解決を図ってまいりたい。

十について

日米地位協定第十七条5(c)によりアメリカ合衆国が拘禁をしている被疑者が逃亡した事例と

して、次の二事例を把握している。

- ① 平成四年一月十七日、沖縄県沖縄市において、同県に駐留する米軍（以下「在沖縄米軍」という。）の構成員三名による強盗致傷事件が発生した。被疑者三名のうち一名は沖縄県警察が現行犯逮捕したが、他の二名は現場から逃走し、身柄がアメリカ合衆国の手中にあったことから、当該二名の被疑者については、沖縄県警察において、身柄不拘束のまま事件を那覇地方検察庁検察官に送致したところ、同年三月二日までに二名とも逃亡した。当該二名の被疑者は、同年八月二十九日及び平成五年三月二日にそれぞれアメリカ合衆国内で身柄を拘束され、アメリカ合衆国により在沖縄米軍の当局に身柄を移された後、それぞれ平成四年九月九日及び平成五年三月十七日、那覇地方検察庁において強盗致傷罪で起訴され、収監された。

- ② 平成五年五月二十九日、沖縄県沖縄市において、在沖縄米軍の構成員による逮捕監禁及び強盗致傷事件が発生した。被疑者の身柄がアメリカ合衆国の手中にあったことから、沖縄県警察において、身柄不拘束のまま事件を那覇地方検察庁検察官に送致したところ、同年七月十七日までに被疑者が逃亡した。被疑者は、同年十月二十七日にアメリカ合衆国内で身柄を拘束され、アメリカ合衆国により在

沖縄米軍の当局に身柄を移された後、同年十一月十七日、那覇地方検察庁において不起訴処分とされた。

十一について

政府としては、日米地位協定については、その時々の問題について運用の改善により機敏に対応していくことが合理的であるとの考えの下、運用の改善に努力しているところである。

なお、日米地位協定第十七条五(ロ)については、平成七年十月二十五日、日米地位協定第二十五条一に基づき設置された合同委員会において「合衆国は、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的考慮を払う。合衆国は、日本国が考慮されるべきと信ずるその他の特定の場合同について同国が合同委員会において提示することがある特別の見解を十分に考慮する。」等と内容とする刑事裁判手続に関する合意がなされ、その後、三件の事件について、この合意に基づき起訴前の拘禁の移転が行われた。

平成十六年二月二十五日提出
質 問 第 二 五 号

イラク自衛隊派遣の財政的根拠に関する質問
主 意 書

提出者 前田 雄吉

イラク自衛隊派遣の財政的根拠に関する質問
問 主 意 書

一 国民の税金を原資にイラクへの自衛隊派遣が執行されている。初めての派遣から今日二月二十五日現在まで、いくらの税金を何の目的で使ったのか総額と内訳詳細、及びどの予算を使用したのか、説明を求む。

二 平成十六年度、予算について同じくイラクへの自衛隊派遣について何の目的で、いくらの予算を考えているのか、予算総額と内訳詳細を求む。

三 イラク自衛隊派遣予算が平成十六年度予算書に「項」として独立して明示されていない理由を求む。
右質問する。

内閣衆質一五九第二五号
平成十六年三月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員前田雄吉君提出イラク自衛隊派遣の財政的根拠に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員前田雄吉君提出イラク自衛隊派遣の財政的根拠に関する質問に対する答弁書

一について

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保

保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第三十七号。以下「イラク人道復興支援特措法」という。）に基づく人道復興支援活動及び安全確保支援活動に係る所要経費については、平成十五年十二月十九日、平成十六年一月十三日及び同月二十七日に閣議決定された予算案を使用しているところである。

右の活動に係る所要経費の実績については、執行した金額を確認し、集計する作業に時間を要するため、現時点で明らかにすることは困難である。

二について

今国会に提出した平成十六年度予算においては、イラク人道復興支援特措法に基づく人道復興支援活動及び安全確保支援活動に係る所要経費として約百三十五億円を計上しており、その内訳は、（組織）防衛本庁の（項）防衛本庁として約百一億円、（項）武器車両等購入費として約一億円及び（項）装備品等整備諸費として約三十二億円である。

三について

イラク人道復興支援特措法に基づく人道復興支援活動及び安全確保支援活動に係る所要経費については、その内容が、（項）防衛本庁、（項）武器車両等購入費及び（項）装備品等整備諸費の目的に含まれるものであることから、これらの項に計上することとしたものである。

平成十六年三月五日提出
質問 第三二二号

年金掛け金の流用に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

年金掛け金の流用に関する質問主意書

厚生保険特別会計、国民年金特別会計について
お尋ねする。

一 以下の数字を、平成十年度から平成十四年度
までは決算金額、平成十五年度から平成十六年
度は予算金額で示し願いたい。それぞれ年度
ごとに金額と、そのうちに占める財源を、国庫
負担分、厚生年金・国民年金分、健保掛け金
分、その他分(その他の財源詳細内訳も)をお示
し願いたい。

また、平成十年度から平成十四年度までのそ
れぞれの金額の合計(合計と、国庫負担分、厚
生年金・国民年金分、健保掛け金分、その他
分、それぞれ内訳の合計も)を明らかにされたい。

1 社会保険庁職員(非常勤を除く)の健康診断
費用(その年度ごとの対象人数も明記頂きた
い)

2 社会保険庁の非常勤職員の健康診断費用
(その年度ごとの対象人数も明記頂きたい)

3 交際費(その年度ごとの詳細内訳と経費使
用主氏名役職を明記頂きたい)

4 宿舍(その年度ごとの建設物件名も明記頂
きたい)

5 宿舍の維持管理補修費等

6 公用車(乗用車のみ、その年度ごとの購入
台数も明記願いたい)

7 公用車維持費(重量税、ガソリン代、車検
代等内訳も年度ごとにお示し願いたい)

8 公用車運転手費(人件費、派遣運転手の経
費、それぞれの内訳も年度ごとにお示し願
いたい)

9 外国旅費

10 社会保険庁の非常勤職員人件費(謝金職員
と庁費職員等、年度ごとの人数も)

11 非常勤職員の厚生年金の事業主負担分の掛
け金(年度ごとに対象の人数も)

二 通信専用料・電子計算機等借料(いわゆるコ
ンピュータ経費)を業取分と保健・福祉分、二
つに分けている根拠をお示し願いたい。

そもそも最初にコンピュータを購入してシス
テム構築した際に、経費を二つに分けた根拠は
何か。プログラムのボリューム等具体的数値を
お示し願いたい。
右質問する。

内閣衆質一五九第三二二号
平成十六年三月十二日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員長妻昭君提出年金掛け金の流用に関
する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出年金掛け金の流用
に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

お尋ねの厚生保険特別会計及び国民年金特別
会計(以下「厚生保険特別会計等」という。)にお
ける社会保険庁の常勤職員に係る健康診断費用
及び非常勤職員に係る健康診断費用の金額につ
いては、決算処理上、通信費その他の一般的な
事務処理に要する費用と一体的に経理してお
り、また、常勤職員及び非常勤職員に係る健康
診断の対象人数については、常勤職員及び非常
勤職員に係る健康診断の対象人数を区分して調
査し、集計しておらず、また、新たに区分して
調査し、集計することは作業が膨大なものとな
ることから、平成十年度から平成十四年度まで
の決算における金額及び対象人数をお答えする
ことは困難であるが、平成十五年度予算及び平
成十六年度予算案における金額並びにこれらに
係る対象人数については、別表第一のとおりで
ある。

一の3について

お尋ねの厚生保険特別会計等における交際費
の金額については、別表第二のとおりであり、
その詳細内訳及び経費使用主の氏名役職につい
ては、平成十年度から平成十三年度までの交際
費に係るものを現在調査中であり、お答えする
ことは困難であるが、平成十四年度の交際費に
係るものは別表第三のとおりである。なお、国

民年金特別会計においては、交際費を計上して
いない。

一の4について

お尋ねの厚生保険特別会計等における社会保
険庁の宿舍の整備費の金額については、決算処
理上、庁舎の整備費と一体的に経理しているた
め、宿舍の整備費を区分して調査し、集計して
おらず、また、新たに区分して調査し、集計す
ることは作業が膨大なものとなることから、平
成十年度から平成十四年度までの決算における
金額をお答えすることは困難であるが、平成十
五年度予算及び平成十六年度予算案における金
額は、別表第四のとおりである。

また、平成十年度から平成十四年度までの建
設物件名については、別表第五のとおりであ
る。

一の5について

お尋ねの厚生保険特別会計等における社会保
険庁の宿舍の維持管理補修費等の金額について
は、決算処理上、庁舎の維持管理補修費等と一
体的に経理しているため、宿舍の維持管理補修
費等を区分して調査し、集計しておらず、ま
た、新たに区分して調査し、集計することは作
業が膨大なものとなることから、平成十年度か
ら平成十四年度までの決算における金額をお答
えすることは困難であるが、平成十五年度予算
及び平成十六年度予算案における金額は、別表
第六のとおりである。

一の6について

お尋ねの厚生保険特別会計等における公用車

(乗用車に限る。)の購入費の金額及び購入台数については、別表第七のとおりである。

一の7について

お尋ねの厚生保険特別会計等における公用車の自動車重量税の金額については、別表第八のとおりである。また、お尋ねの公用車のガソリン代、車検代等の公用車維持費の金額については、自動車以外に使用する燃料費その他の一般的な事務処理に要する費用と一体的に経理しているため、予算上公用車維持費を区分してお答えすることは困難であり、決算処理上もこれを区分して調査し、集計しておらず、新たに区分して調査し、集計することは作業が膨大なものとなることから、お答えすることは困難である。

一の9について

お尋ねの厚生保険特別会計等における外国旅費の金額については、別表第九のとおりである。なお、国民年金特別会計においては、外国旅費を計上していない。

一の10について

一の8について

お尋ねの厚生保険特別会計等における公用車運転手費のうち、公用車の運転を主たる業務とする行政職俸給表(二)の適用を受ける公用車運転手に係る人件費の金額については、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員等の人件費と一体的に経理しているため、予算上公用車の運転を主たる業務とする行政職俸給表(二)の適用を受ける公用車運転手に係る人件費を区分してお答えすることは困難であり、決算処理上もこれを区分して調査し、集計しておらず、新たに区分して調査し、集計することは作業が膨大なものとなることから、お答えすることは困難である。

一の11について

お尋ねの厚生保険特別会計等における社会保険庁の非常勤職員の厚生年金の事業主負担分の掛金の金額及び対象人数のうち、国民年金特別会計業務勘定(項)業務取扱費(目)非常勤職員手当によりその給与が支弁される非常勤職員として国民年金の保険料徴収を行う者の平成十五年度予算及び平成十六年度予算における金額及び対象人数については、別表第十一のとおりである。それ以外の非常勤職員については、一般的な事務処理に要する費用と一体的に経理しているため、予算上非常勤職員の厚生年金の事業主負担分の掛金の金額及び対象人数を区分してお答えすることは困難であり、また、社会保険庁のすべての非常勤職員について、決算処理上、一般的な事務処理に要する費用と一体的に経理しているため、非常勤職員の厚生年金の事業主負担分の掛金の金額及び対象人数を区分して調査し、集計しておらず、新たに区分して調査し、集計することは作業が膨大なものとなることから、平成十年度から平成十四年度までの決算における金額及び対象人数をお答えすることは困難である。

二について

厚生年金保険、国民年金等の適用及び保険料の徴収、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付等に使用されるコンピュータシステム(以下「社会保険オンラインシステム」という。)に係る経費である通信専用料及び電子計算機等

借料については、厚生保険特別会計等において、年金制度等の適用、徴収及び給付に係る基本的なシステム経費を業務取扱費に計上し、年金相談及び年金の迅速な裁定等に係るシステム経費を福祉施設事業費等として計上している。前者については、社会保険事業を運営するための基礎的な行政事務に係るシステム経費であるため厚生年金保険法(昭和二十九年法律百十五号)第八十条第二項に規定する厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用等に該当し、後者については、被保険者等のサービス向上に直接寄与するシステム経費であるため同法第七十九条に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設に要する費用等に該当することから、これらを区分しているところである。

昭和四十二年度から構築を開始した社会保険オンラインシステムの経費については厚生保険特別会計等の業務取扱費として計上してきたところであり、その後、昭和四十九年度に全国十三か所に年金相談コーナーを設置するとともに通信回線を使用して被保険者の記録の照会業務を開始したことを受けて、照会業務に係るシステム経費については厚生保険特別会計等の福祉施設事業費等として計上したものである。昭和四十九年度当時におけるこれらの経費の予算額は、それぞれのシステムに必要となる回線使用料及び端末機器の借料を基に積算したものと推測されるが、当時の詳細な資料は保存されていないため、これらの積算の根拠となった具体的な数値をお示しすることはできない。

別表第一

(単位：千円)

			平成 15 年 度 予 算	平成16年度予算案
常 勤 職 員	金 額		157,756	164,068
	財 源	国 庫 負 担 分	0	0
		厚生年金保険料及び 国民年金保険料分	105,887	109,881
		健 康 保 險 料 分	50,465	52,786
		そ の 他 分 (児童手当拠出金分)	1,404	1,401
	対 象 人 数(名)		17,126	17,098
非 常 勤 職 員	金 額		19,352	32,655
	財 源	国 庫 負 担 分	0	0
		厚生年金保険料及び 国民年金保険料分	13,739	25,818
		健 康 保 險 料 分	5,613	6,837
		そ の 他 分	0	0
	対 象 人 数(名)		4,353	7,368

(注) 厚生保険特別会計業務勘定(項)業務取扱費(目)庁費及び国民年金特別会計業務勘定(項)業務取扱費(目)庁費のうち、社会保険庁の常勤職員及び非常勤職員に係る健康診断費用の金額を集計し、計上したものである。

別表第二

(単位：千円)

		平成10年度決算	平成11年度決算	平成12年度決算	平成13年度決算	平成14年度決算	平成15年度予算	平成16年度予算案	平成10年度から平成14年度までの合計
金 額		501	501	501	501	501	589	289 5	2,505
財源	国庫負担分	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚生年金保険料分	250	250	250	250	250	294	294	1,250
	健康保険料分	251	251	251	251	251	295	295	1,255
	その他分	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 厚生保険特別会計業務勘定(項)業務取扱費(目)交際費に係る金額を計上したものである。

別表第三

(単位：千円)

経費使用主氏名及び役職	詳 細 内 訳	金 額
中西明典社会保険庁長官 平成14年4月1日から 平成14年8月29日まで	香典代等 16件	175
	会費(会費内訳は下記のとおり) 3件	23
	・社会保険倶楽部交歓会会費	3
	・香港特別行政区5周年記念の会合への参加費	10
	・全国社会保険労務士総会懇親会への参加費	10
堤修三社会保険庁長官 平成14年8月30日から 平成15年3月31日まで	香典代等 17件	200
	会費(会費内訳は下記のとおり) 5件	43
	・社会保険倶楽部交歓会会費	3
	・国民年金創設の会への参加費	10
	・県人会への参加費	10
	・厚生年金病院50周年の会合への参加費	10
	・介護保険推進サミットへの参加費	10
	退官記念品代 6件	60

別表第四

(単位：千円)

		平成15年度予算	平成16年度予算案
金	額	1,355,212	892,706
財 源	国庫負担分	0	0
	厚生年金保険料及び国民年金保険料分	785,033	515,023
	健康保険料分	570,179	377,683
	その他分	0	0

(注) 厚生保険特別会計業務勘定(項)施設整備費(目)施設整備費及び国民年金特別会計業務勘定(項)施設整備費(目)施設整備費のうち、宿舍の建替に係る費用の金額を集計し、計上したものである。

別表第五

	建 設 物 件 名
平成10年度	腰浜宿舍
	社会保険職員住宅あけぼの
	社会保険宮古西ヶ丘宿舍
	虎丸宿舍
	社会保険職員駅西宿舍
	社会保険泉公務員宿舍
	津山北園町公務員宿舍
	三次共同宿舍
平成11年度	社会保険和歌山第2宿舍
	社会保険鶴瀬共同宿舍
	稚内社会保険事務所緑1丁目公務員宿舍
	明治団地宿舍
	松本職員宿舍
	社会保険可児公務員宿舍
	社会保険職員春日宿舍
	今治社会保険事務所(南宝来)公務員宿舍
平成12年度	厚生保険国家公務員清水共同宿舍
	社会保険二戸宿舍
	社会保険職員長町宿舍
	天寧寺宿舍
	長野犀北職員宿舍
	飯田職員宿舍
	社会保険田辺宿舍
	社会保険職員大分明野宿舍
平成13年度	半田星崎公務員宿舍
	北海道社会保険事務局留萌事務所南町公務員宿舍
	稚内社会保険事務所こまどりC公務員宿舍
	鷹巣社会保険事務所職員宿舍
	泉宿舍
	社会保険上越公務員宿舍
	箕輪職員宿舍
	社会保険職員甲子園宿舍
平成14年度	公務員宿舍社会保険本戸馬場宿舍
	社会保険横浜鷺山宿舍
	福岡県社会保険鳥飼宿舍
	函館社会保険事務所湯川公務員宿舍
	室蘭社会保険事務所緑町公務員宿舍
	沼館第2集合宿舍
	社会保険職員米沢宿舍
	社会保険職員堺宿舍

(注) 各年度において、竣工した^{しん}宿舍を記載している。

別表第六

(単位：千円)

		平成15年度予算	平成16年度予算案
金 額		268,328	614,660
財 源	国 庫 負 担 分	0	0
	厚生年金保険料及び国民年金保険料分	223,431	341,547
	健 康 保 険 料 分	44,897	273,113
	そ の 他 分	0	0

(注) 厚生保険特別会計業務勘定(項)業務取扱費(目)各所修繕及び厚生保険特別会計業務勘定(項)施設整備費(目)施設整備費並びに国民年金特別会計業務勘定(項)業務取扱費(目)各所修繕及び国民年金特別会計業務勘定(項)施設整備費(目)施設整備費のうち、宿舍の維持管理補修費等に係る費用の金額を集計し、計上したものである。

別表第七

(単位：千円)

		平成10年度決算	平成11年度決算	平成12年度決算	平成13年度決算	平成14年度決算	平成15年度予算	平成16年度予算案	平成10年度から平成14年度までの合計
金 額		53,470	96,105	17,747	103,104	144,729	208,570	189,140	415,155
財 源	国 庫 負 担 分	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚生年金保険料及び国民年金保険料分	35,819	72,975	12,194	65,108	100,275	147,675	133,330	286,371
	健 康 保 険 料 分	17,651	23,130	5,553	37,996	44,454	60,895	55,810	128,784
	そ の 他 分	0	0	0	0	0	0	0	0
購 入 台 数(台)		30	53	13	57	94	104	106	247

(注) 厚生保険特別会計業務勘定(項)業務取扱費(目)庁費及び国民年金特別会計業務勘定(項)業務取扱費(目)庁費のうち、乗用車の購入費に係る金額を集計し、計上したものである。

別表第八

(単位：千円)

	平成10年度決算	平成11年度決算	平成12年度決算	平成13年度決算	平成14年度決算	平成15年度予算	平成16年度予算案	平成10年度から平成14年度までの合計
金 額	8,920	9,856	8,696	8,958	18,306	11,221	15,588	54,736
財 源	国 庫 負 担 分	0	0	0	0	0	0	0
	厚生年金保険料及び国民年金保険料分	6,060	7,160	6,234	6,040	12,195	8,238	37,689
	健 康 保 険 料 分	2,860	2,696	2,462	2,918	6,111	3,034	17,047
	そ の 他 分	0	0	0	0	0	0	0

(注) 厚生保険特別会計業務勘定(項)業務取扱費(目)自動車重量税及び国民年金特別会計業務勘定(項)業務取扱費(目)自動車重量税に係る金額を集計し、計上したものである。

別表第九

(単位：千円)

	平成10年度決算	平成11年度決算	平成12年度決算	平成13年度決算	平成14年度決算	平成15年度予算	平成16年度予算案	平成10年度から平成14年度までの合計
金 額	21,472	22,947	24,127	22,624	21,129	25,435	27,070	112,299
財 源	国 庫 負 担 分	0	0	0	0	0	0	0
	厚生年金保険料分	15,942	17,522	18,545	17,467	16,339	19,669	85,815
	健 康 保 険 料 分	5,530	5,425	5,582	5,157	4,790	5,794	26,484
	そ の 他 分	0	0	0	0	0	0	0

(注) 厚生保険特別会計業務勘定(項)業務取扱費(目)外国旅費に係る金額を計上したものである。

別表第十

(単位：千円)

	平成10年度決算	平成11年度決算	平成12年度決算	平成13年度決算	平成14年度決算	平成15年度予算	平成16年度予算案	平成10年度から平成14年度までの合計
金 額	0	0	0	73,730	3,542,796	5,008,128	6,402,947	3,616,526
財 源	国 庫 負 担 分	0	0	0	73,730	3,542,796	6,402,947	3,616,526
	厚生年金保険料及び国民年金保険料分	0	0	0	0	0	0	0
	健 康 保 険 料 分	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 分	0	0	0	0	0	0	0
対 象 人 数(名)	0	0	0	389	1,838	1,948	2,566	2,227

別表第十一

(単位：千円)

	平成15年度予算	平成16年度予算案
金 額	299,084	422,423
財 源	国 庫 負 担 分	422,423
	厚生年金保険料及び国民年金保険料分	0
	健 康 保 険 料 分	0
	そ の 他 分	0
対 象 人 数(名)	1,948	2,566

(注) 国民年金特別会計業務勘定(項)業務取扱費(目)庁費のうち、(目)非常勤職員手当によりその給与が支弁される非常勤職員に係る厚生年金の事業主負担分の掛金の金額を集計し、計上したものである。

(答弁通知書受領)

一、去る十二日、内閣から、衆議院議員中根康浩君提出の年金業務の安全性と効率性、及び運営に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年三月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十二日、内閣から、衆議院議員穀田恵二君外二名提出の奈良県大滝ダムの「基本計画変更」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年四月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十二日、内閣から、衆議院議員照屋寛徳君提出の航空自衛隊恩納分屯基地に保管されているPCB汚泥の処理に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年三月二十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成十六年二月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第一条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 奄美群島振興開発計画等(第二条—第六条の十二)

第三章 奄美群島振興開発審議会(第七条—第八条)

第四章 独立行政法人奄美群島振興開発基金

第一節 総則(第九条—第十三条)

第二節 役員及び職員(第十四条—第十六条)

第三節 業務等(第十七条—第二十一条)

第四節 雑則(第二十二条—第二十七条)

第五章 雑則(第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条—第三十条)

附則

第一章 総則

第一条中「復興に伴い、奄美群島の」を削り、「かんがみ、」の下に「奄美群島振興開発基本方針に基づき」を、「もつて」の下に「奄美群島の自立的発展並びにその」を加え、同条の次に次の章名を付する。

第二章 奄美群島振興開発計画等

第二条及び第三条を次のように改める。

(基本方針)

第二条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、奄美群島の振興開発を図るため、奄美群島振興開発基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 奄美群島の振興開発の意義及び方向に関する事項

二 地域の特性に即した農林水産業、商業等の産業の振興開発に関する基本的な事項

三 観光の開発に関する基本的な事項

四 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する基本的な事項

五 生活環境の整備に関する基本的な事項

六 保健衛生の向上に関する基本的な事項

七 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

八 医療の確保等に関する基本的な事項

九 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項

十 自然環境の保全及び公害の防止に関する基本的な事項

十一 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

十二 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

十三 奄美群島の振興開発に寄与する人材の育成に関する基本的な事項

育成に関する基本的な事項

十四 前各号に掲げるもののほか、奄美群島の振興開発に関する基本的な事項

3 基本方針は、奄美群島が我が国の自然環境の保全、海洋資源の利用等に重要な役割を担っていることにかんがみ、奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資するような振興開発が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

4 基本方針は、平成十六年度を初年度として五箇年を目標として達成されるような内容のものでなければならない。

5 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、奄美群島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(振興開発計画)

第三条 鹿児島県は、基本方針に基づき、奄美群島振興開発計画(以下「振興開発計画」という。)を定めなければならない。

2 振興開発計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域の特性に即した農林水産業、商業

平成十六年三月十六日 衆議院會議録第十五号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

等の産業の振興開発に関する事項
 二 観光の開発に関する事項
 三 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する事項
 四 生活環境の整備に関する事項
 五 保健衛生の向上に関する事項
 六 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
 七 医療の確保等に関する事項
 八 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項
 九 自然環境の保全及び公害の防止に関する事項
 十 教育及び文化の振興に関する事項
 十一 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項
 十二 奄美群島の振興開発に寄与する人材の育成に関する事項
 十三 前各号に掲げるもののほか、奄美群島の振興開発に関し必要な事項
 3 振興開発計画は、奄美群島内の島ごとの地理的及び自然的特性、人口及び産業の集積の状況その他の特性に応じた振興開発が図られるよう定めるものとする。
 4 振興開発計画は、平成十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

5 鹿児島県は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、奄美群島内の市町村に対し、当該市町村に係る振興開発計画の案を作成し、同県に提出するよう求めなければならない。この場合において、当該求めを受けた市町村は、単独で又は共同してその案を作成し、及び提出することができる。
 6 鹿児島県は、前項の案の提出を受けたときは、振興開発計画を定めるに当たっては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。
 7 鹿児島県は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 8 鹿児島県は、振興開発計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 9 第五項から前項までの規定は、振興開発計画の変更について準用する。
 第六条の三の見出しを「医療の確保等」に改め、同条第一項中「鹿児島県知事」を「鹿児島県」に改め、同項第五号中「協力体制の下に」を「救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、その輸送中に医療を行う体制を含む。第七項において同じ。」を加え、

同条第三項中「看護師」の下に「（第七項において「医師等」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。
 7 国及び地方公共団体は、奄美群島内の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実を図られるよう適切な配慮をするものとする。
 第六条の九中「において製造の事業」の下に「観光関連農林水産物販売業（奄美群島において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に奄美群島以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下この条において同じ。）」を、「（製造の事業の下に）又は観光関連農林水産物販売業」を加え、同条を第六条の十二とする。
 第六条の八を第六条の九とし、同条の次に次の二条を加える。
 （地域間交流の促進）
 第六条の十 国及び地方公共団体は、奄美群島には優れた自然の風景地が存すること、国外の地域と近接していること等の特性があることにかんがみ、国民の奄美群島に対する理解と関心を深めるとともに、奄美群島の活性化に資するため、奄美群島と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

（人材の育成）
 第六条の十一 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ、奄美群島の魅力の増進に資する振興開発を図るため、その担い手となる人材の育成について適切な配慮をするものとする。
 第六条の七を第六条の八とし、第六条の六を第六条の七とする。
 第六条の五中「向上」の下に「産業の振興、医療及び教育の充実を」、「円滑化及び」の下に「高度情報通信ネットワークその他の」を加え、同条を第六条の六とし、第六条の四の次に次の一条を加える。
 （農林水産業の振興）
 第六条の五 国及び地方公共団体は、奄美群島の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。
 第七条の前に次の章名を付する。
 第三章 奄美群島振興開発審議会
 第八条の次に次の章名及び節名を付する。
 第四章 独立行政法人奄美群島振興開発基金
 第一節 総則
 第九条及び第十条を次のように改める。
 （目的）
 第九条 独立行政法人奄美群島振興開発基金の

名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。

(名称)

第十条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人奄美群島振興開発基金とする。

第十条の二から第十条の六までを削る。

第十一条中「の外を」の「ほか」に改め、同条を第二十八条とし、第十条の次に次の三条、三節及び章名を加える。

(基金の目的)

第十一条 独立行政法人奄美群島振興開発基金(以下「基金」という。)は、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補充し、又は奨励することを目的とする。

(事務所)

第十二条 基金は、主たる事務所を奄美群島に置く。

(資本金)

第十三条 基金の資本金は、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第六条第六項の規定により政府及び地方公共団体から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 基金は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体は、前項の規定により基金がその資本金を増加するときは、基金に出資することができる。

第二節 役員及び職員

(役員)

第十四条 基金に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 基金に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第十五条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

第十六条 役員の任期は、二年とする。

第三節 業務等

(業務の範囲)

第十七条 基金は、第十一条の目的を達成する

ため、次の業務を行う。

一 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと。

二 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付けを行うこと。

三 奄美群島において振興開発計画に基づく事業(奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業として政令で定めるものに限る。)を行う事業者に対する事業資金の貸付けを行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第十八条 基金は、業務方法書で定めるところにより、前条第一号から第三号までに掲げる業務(債務の保証の決定又は貸付けの決定を除く。)及びこれらに附帯する業務の一部を政令で定める金融機関(債権の回収に係るものにあつては、政令で定める金融機関及び債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号)第二条第三項に規定する債権回収会社)に委託することができる。

2 基金は、業務方法書で定めるところにより、前条第二号及び第三号に規定する事業資金の貸付けに関する調査事務の一部を地方公共団体に委託することができる。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十九条 基金における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

2 前項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項ただし書の納付金の納付に關し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び奄美群島振興開発債券)

第二十条 基金は、第十七条第二号及び第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は奄美群島振興開発債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、基金の財産について他の債権者に先立つて自己の

債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 基金は、主務大臣の認可を受けて、債券の発行の事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に規定するもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第二十一条 基金は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四節 雑則

(報告及び検査)

第二十二條 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金から業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立

ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 通則法第六十四條第二項及び第三項の規定は、前項の立入検査について準用する。

(主務大臣等)

第二十三條 この章及び第六章並びに基金に係る通則法における主務大臣は、国土交通大臣及び財務大臣とする。

2 前条第一項及び基金に係る通則法第六十四條第一項に規定する主務大臣の権限は、国土交通大臣又は財務大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

3 この章及び基金に係る通則法における主務省は、国土交通省及び財務省とする。

4 基金に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(鹿児島県が処理する事務)

第二十四條 この章及び基金に係る通則法の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、鹿児島県知事が行うことができる。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二十五條 基金の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定の適用については、同法第二條第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、

政令で定める。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十六條 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第七十七号)の規定は、基金の役員及び職員には適用しない。

(通則法の特例)

第二十七條 基金における通則法第二十九條第一項の規定の適用については、同項中「三年以上五年以下」とあるのは、「四年六月」とする。

2 通則法第三十五條の規定は、基金については、適用しない。

第五章 雑則

本則に次の一章を加える。

第六章 罰則

第二十九條 第二十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。
二 第二十七條に規定する業務以外の業務を行

つたとき。

附則第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。
附則第二項を次のように改める。

2 この法律の失効後における基金の解散、基金の権利及び義務の承継、平成二十年度の業務の実績に関する評価並びに財務及び会計についての基金に係る通則法第三十二條及び第四章の規定の適用並びに基金に係る通則法第三十三條及び第三十四條の規定の適用については、別に法律で定める。

附則第三項中「平成十六年度」を「平成二十一年度」に、「第十一條」を「第二十八條」に改める。

附則に次の二項を加える。

12 基金は、平成十八年三月三十一日までの間、第十七條に規定する業務のほか、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けて、農林水産物の加工度の高い工業、産業の振興開発に係る交通運輸業その他の奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業で政令で定めるものを行う事業者に対する当該事業に必要な資金の出資の業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

13 前項の規定により基金が同項に規定する業務を行う場合には、第三十條第二号中「第十七條」とあるのは、「第十七條及び附則第十二項」とする。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第二条 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「振興開発計画及び振興開発事業の実施」を「小笠原諸島振興開発計画等」に、「第二十三条」を「第二十二條」に改める。

第一条中「総合的な振興開発計画」を「小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画」に改め、「もつて」の下に「小笠原諸島の自立的発展並びにその」を加える。

第二章 振興開発計画及び振興開発事業の実施を第二章 小笠原諸島振興開発計画等に改める。

第三条から第五条までを次のように改める。

(基本方針)

第三条 国土交通大臣は、小笠原諸島の振興開発を図るため、小笠原諸島振興開発基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 小笠原諸島の振興開発の意義及び方向に関する事項
- 二 土地(公有水面を含む。以下同じ。)の利用に関する基本的な事項
- 三 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する基本的な事項

四 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項

五 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等に関する基本的な事項

六 自然環境の保全及び公害の防止に関する基本的な事項

七 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項

八 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

九 観光の開発に関する基本的な事項

十 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

十一 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成に関する基本的な事項

十二 前各号に掲げるもののほか、婦島を希望する旧島民の婦島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関する基本的な事項

3 基本方針は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資するような振興開発が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

4 基本方針は、平成十六年度を初年度として

五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

5 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、小笠原諸島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(振興開発計画)

第四条 東京都は、基本方針に基づき、小笠原諸島振興開発計画(以下「振興開発計画」という。)を定めなければならない。

2 振興開発計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 土地の利用に関する事項
- 二 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項
- 三 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項
- 四 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等に関する事項
- 五 自然環境の保全及び公害の防止に関する事項

六 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項

七 教育及び文化の振興に関する事項

八 観光の開発に関する事項

九 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

十 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、婦島を希望する旧島民の婦島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関し必要な事項

3 振興開発計画は、平成十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

4 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、小笠原村に対し、振興開発計画の案を作成し、東京都に提出するよう求めなければならない。

5 東京都は、小笠原村から前項の案の提出を受けたときは、振興開発計画を定めるに当たっては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。

6 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 東京都は、振興開発計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、振興開発計画の変更について準用する。

第五条 削除

第十三条の三中「向上」の下に「、産業の振興、医療及び教育の充実」を、「円滑化及び」の下に「高度情報通信ネットワークその他の」を加え、同条の次に次の四条を加える。

(農林水産業の振興についての配慮)

第十三条の四 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(医療の充実についての配慮)

第十三条の五 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師、歯科医師又は看護師の確保、医療機関の協力体制の整備等により小笠原諸島における医療の充実を図られるよう適切な配慮をするものとする。

(地域間交流の促進についての配慮)

第十三条の六 国及び地方公共団体は、小笠原諸島には優れた自然の風景地が存すること等の特性があることに鑑み、国民の小笠原

諸島に対する理解と関心を深めるとともに、小笠原諸島の活性化に資するため、小笠原諸島と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

(人材の育成についての配慮)

第十三条の七 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ、小笠原諸島の魅力の増進に資する振興開発を図るため、その担い手となる人材の育成について適切な配慮をするものとする。

第二十条を削り、第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とし、第二十三条を第二十二条とする。

附則第二項本文中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「平成十六年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第六項中「平成十六年分」を「平成二十一年分」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定並びに附則第十九条から第二十一条までの規

定 公布の日

二 第一条中題名の次に目次及び章名を付する改正規定、奄美群島振興開発特別措置法第一条の次に章名を付する改正規定、同法第七条の前に章名を付する改正規定、同法第八条の次に章名及び節名を付する改正規定、同法第九条及び第十条の改正規定、同法第十条の二から第十条の六までを削る改正規定、同法第十一条を改め、同条を同法第二十八条とし、同法第十条の次に三条、三節及び章名を加える改正規定(第二十三条に係る部分を除く)、同法本則に一章を加える改正規定、同法附則第二項の改正規定並びに同法附則に二項を加える改正規定並びに附則第七条から第十条まで、第十二条から第十八条まで及び第二十三條の規定 平成十六年十月一日

(振興開発計画に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の奄美群島振興開発特別措置法(以下「旧奄美法」という。)第二条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で、平成十六年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第一条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法(以下「新奄美法」という。)第三条第一項に規定する振興開発計画(次条において「新計画」という。)に基づく事業とみなして、新奄美法第六条第一項から第四項までの規定を適用する。

第三条 新奄美法第二条第一項に規定する奄美群

島振興開発基本方針(次項において「基本方針」という。)が定められるまでの間に、平成十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で奄美群島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。

2 基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で奄美群島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして鹿児島県が国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議し、その同意を得て決定したものであるについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。

この場合において、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第四条 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第三条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で、平成十六年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法(以下「新小笠原法」という。)第四条第一項に規定する振興開発計画(次

条において「新計画」という。）に基づく事業とみなして、新小笠原法第六条第一項の規定を適用する。

第五条 新小笠原法第三条第一項に規定する小笠原諸島振興開発基本方針（次項において「基本方針」という。）が定められるまでの間に、平成十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

2 基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第六条 奄美群島振興開発基金（以下「旧基金」という。）は、独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国及び地方公共団体が承継する

資産を除き、その時ににおいて基金が承継する。2 基金の成立の際現に旧基金が有する権利のうち、基金がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、基金の成立の時ににおいて国及び地方公共団体が承継する。

3 前項の規定により国及び地方公共団体が承継する資産の範囲その他当該資産の国及び地方公共団体への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 旧基金の平成十六年四月一日に始まる事業年度は、旧基金の解散の日の前日に終わるものとする。

5 旧基金の平成十六年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに業務報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、基金が従前の例により行うものとする。この場合において、当該決算完結の期限は、解散の日の翌日から起算して二月を経過した日とする。

6 第一項の規定により基金が旧基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府及び地方公共団体から旧基金に出資されている出資金に相当する金額は、政府及び当該地方公共団体から基金に対し出資されたものとし、基金が承継する資産の価額から負債の金額及び基金に対し出資されたものとした金額の合計額を差し引いた額は、積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

7 前項の資産の価額は、基金の成立の日現在に

おける時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項の規定により旧基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第七条 基金は、業務方法書で定めるところにより、旧奄美法第十条の三第一項の規定により旧基金が国から承継した債権であつて前条第一項の規定により基金が承継したものの回収に関する事務を、鹿児島県又は政令で定める金融機関に委託することができる。

2 前項の規定により基金から事務の委託を受けた者は、新奄美法第二十二條第一項に規定する受託者とみなして、新奄美法の規定を適用する。

（非課税）

第八条 附則第六条第一項の規定により基金が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この法律の施行前に旧奄美法第十条の二（第十五項を除く）、第十条の三及び第十条の四の規定並びに旧奄美法第十条の五において準用する信用保証協会法（昭和二十八年法律第百

九十六号）の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）又は新奄美法第四章中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十条 この法律の施行前にした行為及び附則第六条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、基金の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十二条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 奄美群島振興開発基金の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十三条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表 奄美群島振興開発基金の項を削る。

(所得税法の一部改正)

第十四条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)

の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表奄美群島振興開発基金の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第十五条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表奄美群島振興開発基金の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第十六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改正する。

別表第二奄美群島振興開発基金の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第十七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)

の一部を次のように改正する。

別表第二奄美群島振興開発基金の項を削る。

(消費税法の一部改正)

第十八条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)

の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表奄美群島振興開発基金の項を削る。

(総務省設置法の一部改正)

第十九条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)

の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成十六年三月三十一日の項を削り、同表平成十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成二十一年三月三十一日

奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(農林水産省設置法の一部改正)

第二十条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)

の一部を次のように改正する。

附則第三項の表平成十六年三月三十一日の項を削り、同表平成十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成二十一年三月三十一日

奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条の奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(国土交通省設置法の一部改正)

第二十一条 国土交通省設置法(平成十一年法律第九十号)

の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成十六年三月三十一日の項を削り、同表平成十九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成二十一年三月三十一日

奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

奄美群島振興開発計画(奄美群島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。)に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。

小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島をいう。)の総合的な振興及び開発に関すること。

附則第四条中「平成十六年三月三十一日」を

「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第二十二条 国土交通省設置法の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十一年三月三十一日の項中「奄美群島振興開発特別措置法第二

条第一項」を「奄美群島振興開発特別措置法第三条第一項」に改める。

第二十三条 国土交通省設置法の一部を次のように改正する。

に改正する。

附則第二条第一項の表平成二十一年三月三十一日の項中「奄美群島振興開発基金」を「独立行政法人奄美群島振興開発基金」に改める。

理 由

奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情並びに最近における両地域の社会経済情勢にかんがみ、これらの地域の主体的な振興開発を促進するため、奄

平成十六年三月十六日 衆議院會議録第十五号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

三〇

美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限をそれぞれ五年間延長し、それぞれの振興開発計画を国の定める基本方針に基づき都県が策定することとする等の改正を行うとともに、奄美群島振興開発基金を解散して独立行政法人奄美群島振興開発基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、奄美群島及び小笠原諸島における主体的な振興開発を促進するため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限をそれぞれ五年間延長し、それぞれの振興開発計画を国の定める基本方針に基づき都県が策定すること等とともに、奄美群島振興開発基金を解散して独立行政法人奄美群島振興開発基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正
(一) 奄美群島振興開発特別措置法の目的に奄美群島の自立的発展を追加すること。

- (二) 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、奄美群島の振興開発の意義及び方向等について定める奄美群島振興開発基本方針(以下この項において、「基本方針」という。)を定めること。
(三) 鹿児島県は、基本方針に基づき、奄美群島振興開発計画を定めなければならないこと。

- (四) 鹿児島県は、奄美群島振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、奄美群島内の市町村に対し、当該市町村に係る奄美群島振興開発計画の案を作成し、同県に提出するよう求めなければならないこと。

- (五) 鹿児島県は、奄美群島振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならないこと。
(六) 奄美群島振興開発基金を解散し、独立行政法人奄美群島振興開発基金を設立すること。

- (七) 奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長すること。
2 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正
(一) 小笠原諸島振興開発特別措置法の目的に小笠原諸島の自立的発展を追加すること。
(二) 国土交通大臣は、小笠原諸島の振興開発の意義及び方向等について定める小笠原諸島振興開発基本方針(以下この項におい

- て、「基本方針」という。)を定めること。
(三) 東京都は、基本方針に基づき、小笠原諸島振興開発計画を定めなければならないこと。

- (四) 東京都は、小笠原諸島振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、小笠原村に対し、小笠原諸島振興開発計画の案を作成し、東京都に提出するよう求めなければならないこと。

- (五) 東京都は、小笠原諸島振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないこと。

- (六) 小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長すること。
3 この法律は、一部を除き、平成十六年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情並びに最近における両地域の社会経済情勢にかんがみ、これらの地域の主体的な振興開発を促進するため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限をそれぞれ五年間延長し、それぞれの振興開発計画を国の定める基本方針に基づき都県が策定すること等の改正を行うとともに、奄美群島振興開発基金を解散して独立行政法人奄美群島振興開発基金を設立すること等所要の措置を講ずることとする

本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費
平成十六年度一般会計予算(国土交通省所管)に三百七十三億二千二百一十万円が計上されている。
右報告する。

平成十六年三月十二日

国土交通委員長 赤羽 一嘉
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 奄美群島振興開発基本方針及び小笠原諸島振興開発基本方針については、地元の創意や工夫が十分に発揮できる内容となるよう留意すること。また、奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画についての協議では、都県が作成した計画内容を十分尊重すること。

二 地元の意志を地域振興に反映させるため、地域住民、関係団体等多様な主体の積極的な参画の下で奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振

興開発計画が策定されるよう十分配慮すること。

三 地域の個性と魅力を生かした自主的かつ主体的な振興開発に資するため、その担い手となる人材の育成に関する施策を積極的に支援すること。

四 奄美群島の特性に即した産業の振興を図るため、大島紬等農場産業の育成に努めるとともに、自然環境の保全にも留意しつつ農林水産業、観光・リゾート産業等の開発・推進及び流通の改善に資するよう、ハードとソフトを一体的に活用した総合的・戦略的な施策の展開に特段の配慮をすること。

五 奄美群島振興開発基金の独立行政法人への移行に当たっては、自律的かつ効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すとともに、産業の振興のために必要な業務が確実に行われるようその充実強化に努めること。

六 小笠原諸島の産業の振興を図るため、観光産業を中心とした産業間の連携を強化するとともに、自然環境の保全にも留意しつつハードとソフトを一体的に活用した総合的・戦略的な施策の展開に特段の配慮をすること。特に、平成十七年春に就航が予定されているTSLを最大限活用した観光振興を図るとともに、空港整備等本土との交通利便性の確保に努めること。

七 振興開発事業については、沖縄との均衡を考

慮しつつ、本土等との格差の是正のための対策を講じるとともに、財政の弾力的支援など自立的発展を支援するための施策を講じること。

平成十六年三月十六日 衆議院会議録第十五号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
二番四号 港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
（本体） 本号一部
一 一五円
一 〇円